

ごみ処理施設整備基本構想策定等業務仕様書

第1章 共通仕様書

第1節 総則

1. 業務の目的

萩・長門清掃一部事務組合（以下、「組合」という。）及び萩市、長門市が管理・運営する一般廃棄物（ごみ）処理施設について、今後必要となる施設整備を実施するための基本構想策定を目的として、当組合及び萩市、長門市の現状と課題の整理、必要となる資料収集・整理・作成等の技術的支援、処理方式等最新技術の動向調査及び施設整備の検討・とりまとめ等を行う。

また、最終処分場等の施設整備の候補地選定、適地選定のために必要となる委員会運営の技術的支援等を行う。

2. 業務の名称

ごみ処理施設整備基本構想策定等業務

3. 業務場所

萩市・長門市全域

4. 履行期間

業務履行期間は、契約日の翌日より令和8年3月25日までとする。

5. 業務範囲

業務範囲は次の通りとする。

- ・ごみ処理施設整備基本構想
- ・最終処分場等候補地選定
- ・委員会支援

第2節 一般事項

1. 仕様書の適用範囲

- (1)本仕様書は、組合が発注する「ごみ処理施設整備基本構想策定等業務」に適用する。
- (2)受託者は、本仕様書に定めのないものであっても、業務上必要と思われるものについては、組合と協議のうえ、決定し行うものとする。

2. 関係法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたっては、関連法令並びに通知及びこれらに類するその他の関連法令等を遵守しなければならない。

3. 一般指示事項

受託者は、組合と緊密な連絡をとり、十分な打合せのうえ業務を遂行する。
また、作業途中であっても組合が中間報告を求めたときには、ただちに報告すること。

4. 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたって、組合の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出し、必要に応じて組合の承認を得なければならない。なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度組合の承認を得なければならない。

- (1) 着手届
- (2) 工程表
- (3) 管理技術者、照査技術者、担当技術者届
- (4) 完了届
- (5) 納品書
- (6) 業務委託料請求書

5. 業務管理

- (1) 本業務は、専門的知識を有する高度な技術者が実施しなければならない。
- (2) 管理技術者、照査技術者及び担当技術者の兼務はできないものとする。

6. 秘密の保持等

- (1) 業務の実施に当たり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (2) 成果品（業務の過程で得られた記録、各種情報等を含む）を組合の許可なく第三者に公表、閲覧、複写、貸与、譲渡もしくは無断使用してはならない。
- (3) 本業務における個人情報の取扱いにあたっては、個人情報保護の重要性を充分認識し、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

7. 打合せ議事録

打合せに際しては、受託者の責任において議事録を2部作成し、打合せの経過を明確にしておくとともに、組合、受託者双方で内容を確認のうえ保管する。

8. 関係機関との協議

受託者は、業務に必要な関係機関（諸官庁）との協議または諸手続き等については、組合の承諾のもとで、受託者の責任において適正に処理するものとする。

また、これらの関係機関との協議結果等については、受託者は遅滞なく組合に報告すること。

9. 疑義および協議

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合または本仕様書に定めのない場合は、速やかに組合、受託者双方で協議し決定するものとする。

10. 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集等は、原則として受託者が行うものであるが、組合が所有し本業務に利用でき得る資料については、これを受託者に貸与することがある。受託者は貸与された資料については、借用書を作成のうえ組合に提出し、業務完了時まで返納すること。

11. 審査及び検査

(1) 成果品の審査

- ・受託者は、成果品提出時に組合の審査を受けなければならない。
- ・成果品の審査において、訂正を指示された時は、速やかにこれを処理しなければならない。

(2) 業務の完成

業務の完成は、組合が成果品を審査確認し、合格したときとする。

(3) 検査及び引渡し

成果品については、組合の検査を受けて引渡す。

12. 留意事項

組合の都合により、計画の一部を変更することができる。これに伴う設計事務の手戻り等、委託業務に変更を生じた場合は、委託料及び納期について別途協議し決する。

13. 担保事項

業務完了後においても、本業務に関して関係機関からの指示事項があった場合は、速やかに受託者の責任においてこれを処理するものとする。

14. 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

- | | | |
|---------------------|------|-----|
| (1) ごみ処理施設整備基本構想 | A4 判 | 5 部 |
| (2) 最終処分場候補地選定業務報告書 | A4 判 | 5 部 |
| (3) 協議議事録 | | 一式 |
| (4) その他必要とする資料 | | 一式 |
| (5) 上記電子データ | | 一式 |

第2章 特記仕様書

第1節 ごみ処理施設整備基本構想

本業務は、現状の課題等を整理し、今後の施設整備の方針を検討することを目的とする。なお、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律を考慮したものとする。

1. ごみ処理の現状と課題の整理

施設整備基本構想の基礎となるごみ処理に関する基礎資料等の収集・整理を行うとともに、ごみ処理の状況などからごみ処理の課題を抽出、整理する。

- (1) ごみ処理状況（ごみ処理体制、ごみの種類別発生量、ごみの性状、ごみ処理の実績及び施設の状況等について整理する。）の把握
- (2) 現状の課題（分別・排出・収集・運搬、中間処理、最終処分等）の整理
- (3) 萩市、長門市の将来人口推計（人口フレーム）等の整理

2. ごみ処理技術の動向調査と整理

ごみ処理における技術的動向を調査し、整理する。

- (1) 廃棄物、資源化物の運搬・輸送システム
- (2) 中間処理
- (3) 資源化・再利用施設
- (4) 最終処分

3. ごみ処理体系の検討

ごみ処理施設を対象に次の事項について検討する。

- (1) ごみ処理体系に関する基本方針
- (2) ごみ量及びごみ質の推計
- (3) 処理技術の適用性の検討
- (4) ごみ処理体系案の作成
- (5) ごみ処理方式の検討
- (6) ごみ処理体系の評価
- (7) ごみ処理フローの整理

4. 施設整備の検討

選定されたごみ処理体系の最適案に基づいて、施設整備の検討に必要な、整備スケジュール、概算事業費、財政計画等を検討・整理する。

- (1) 施設整備方針の設定
- (2) 整備スケジュールの設定
- (3) 概算事業費等の算定
- (4) 財政計画
- (5) 事業運営方式の整理

第2節 最終処分場等候補地選定

1. 候補地選定指針

最終処分場等の候補地に求める事項や条件等を設定する。

2. 敷地条件等

候補地を選定するための条件として、敷地条件や周辺環境、立地条件等について整理する。

3. 候補地抽出

萩市・長門市全域の法規制等を確認し、敷地条件等を基に、整備が可能と想定される候補地を抽出する。

4. 候補地選定

抽出した候補地について様々な視点から総合的に評価することで、候補地を選定する。

第3節 委員会支援

候補地の選定は、委員会を設置して行う予定である。受託者は、委員会に出席し、資料作成や技術的支援を行なう。

以上